

## 前橋市個人情報保護審査会（第79回）会議議事録

- 1 日 時 令和4年8月4日（木）  
午後2時00分から午後4時20分まで
  - 2 場 所 市役所本庁舎3階32会議室
  - 3 出席者 個人情報保護審査会 小磯会長、小林委員、長谷川委員、松本委員  
事務局 福島参事、蜂巢課長補佐（行政管理課）  
高橋係長（情報政策課）  
説明者 高橋係長（保健総務課）
  - 4 次 第
    - (1) 開会
    - (2) 審議・報告事項
      - ア 特定個人情報保護評価書第三者点検について
      - イ E B P M推進のための自治体税務データ活用プロジェクトに係る個人情報の取扱いについて
      - ウ 改正個人情報保護法に係る対応方針について
    - (3) その他
    - (4) 閉会
  - 5 審議・報告事項について
    - (1) 議事録署名人について  
会長が、議事録署名人に長谷川委員を指名した。
    - (2) 特定個人情報保護評価書第三者点検について  
事務局から、「予防接種に関する事務 全項目評価書」の評価書に関して、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）第10の1（2）に定める審査の観点に基づき、特定個人情報保護評価の適合性及び妥当性について、資料に基づき説明を行った。
- 質疑
- （小磯会長）
- 「証明書交付センター」というものがありますが、これは実際にどこが管理しているのでしょうか。

(保健総務課 高橋係長)

国がセンターを設けて、システムを管理する形になっています。

(小磯会長)

予防接種に係る事務全体は進んでいて、春にも一部変更があり、今回は予防接種証明書をコンビニの端末で発行できるようにするということで、それに合わせて変更があったということのようです。

今の説明を踏まえまして、主には適合性と妥当性を検討していくわけですが、適合性の方について意見や質問はありますでしょうか。

(小磯会長)

実施時期に関しては、前橋市でも対応は間に合うかもしれないし、遅れた場合も踏まえて、速やかに評価をするということでしょうか。

(保健総務課 高橋係長)

コンビニ交付自体は国のシステムに参加するということで手を挙げておりますので、現状、市内のコンビニではまだ発行されませんが、仮に前橋市民がマイナンバーカードを持ってすでにシステムが対応している北海道のコンビニで発行しようとすれば、交付を受けられる形となっております。

(小磯会長)

どこの端末を使うにしても、前橋市としても運用は始まっているので、可及的速やかに評価を行うということでしょうか。

(保健総務課 高橋係長)

おっしゃる通りです。

(松本委員)

技術的な話ですが、このような形のシステムですと、情報をコンビニのキオスク端末のメモリーに書いて、それを打ち出す仕組みとなり、打ち出した後はそれを消去するのが一般的です。ここには消去することが明記されていないようですが、28ページにある「申請情報を記録しないこととしている」という部分がこれに当たるという読み方でよろしいでしょうか。

(保健総務課 高橋係長)

そのように認識しております。28ページ網掛け部分の1つ目の黒マルの「申請情報・証明書データを記録しないこととしている」が該当の部分となります。

(小磯会長)

本人の情報をもってアクセスするわけですから、関係のない人は受け付けないという仕組みでしょうか。

(保健総務課 高橋係長)

発行に必要なものがマイナンバーカードと暗証番号になりますので、カードが

あるだけでも駄目ですし、誰かが間違っただけで番号を打っても、他人のものが出るといったことは起こりえない形となっています。

（小磯会長）

取り忘れ機能というのは、画面の方で案内するのでしょうか。

（保健総務課 高橋係長）

音声や、発行の前に確認画面が出たりするものです。

（長谷川委員）

証明書自体にはマイナンバーは書いてないということではよろしいでしょうか。

（保健総務課 高橋係長）

海外用の場合はパスポートの情報が書かれておりますが、マイナンバーそのものの記載はありません。

（小磯会長）

委託に関する部分はいかがでしょうか。特有のリスクがあるとうわけではないということではよろしいでしょうか。

（保健総務課 高橋係長）

はい。特段、前橋市側のシステムで、今回のこのコンビニ交付にあたって、システム上の新しい設定作業や入力項目が増えるといったことも、基本的にはありません。

（小磯会長）

他に意見はありますでしょうか。

〈特に意見なし〉

（小磯会長）

他に意見がないようですので、変更内容のとおり公表等の事務を進めていただきたいと思います。

### （3）E B P M推進のための自治体税務データ活用プロジェクトに係る個人情報の取扱いについて

事務局から、東京大学政策評価研究教育センターとの連携事業「E B P M推進のための自治体税務データ活用プロジェクト」の事業概要、当該事業に係る個人情報保護条例第7条に基づき提出のあった個人情報取扱事務開始届（1件）及び同条例第8条の4に基づき提出のあった個人情報目的外利用等届出書（同条例第8条第2項第7号に該当するもの1件）について、資料に基づき説明を行った。

#### ○質疑

（小磯会長）

ただ今の説明について、何かご質問、ご意見があればお願いします。

(小磯会長)

どちらかと言えば、東京大学の実証研究に乗ってみるという形でしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

実は、東京大学から協力依頼があったもので、本市としても賛同したことから、今回実施するとしたものです。

(小磯会長)

昨年の参加自治体は県と市の両方があり、県民税やその他の税などありますが、今回は群馬県と両方ではなく、前橋市一本で依頼が来たのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

その通りです。前橋市としては個人住民税ということで案内がありました。

(長谷川委員)

市民税課のデータは何年分のデータを提供するのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

5 か年度分となります。

(長谷川委員)

目的外利用等届書は時限的なものとなっていますが、次年度以降はまた考えてということになりますか。

(情報政策課 高橋係長)

その通りです。実際にどのような分析ができるのかを見極めた上で、また考えたいというものです。

(小磯会長)

他に意見はありますか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

他に意見がないようでしたら、説明のとおり事務を進めていただきたいと思います。

#### (4) 改正個人情報保護法に係る対応方針について

事務局から、個人情報の保護に関する法律の改正（令和5年4月1日施行）に伴う地方公共団体において検討すべき事項について、資料に基づき説明を行った。

なお、分量が多いことから、概要・スケジュールで一旦説明を区切り、その後の諮問案件についても、項目ごとに説明及び質疑・応答を行った。

#### ○質疑

#### 【個人情報制度見直しの背景と改正の概要、関係条例に係るスケジュール】

(小磯会長)

スケジュールのところが重要でして、9月にはパブリックコメントを実施して、12月の議会に議案を提出するというスケジュールからすると、できれば今回の審査会で検討方針の結論を出したいということでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

その通りでありまして、本来であれば数回に分けてご意見をいただくべきでしたが、検討に時間を要したことから今に至ってしまい、申し訳ございません。

(小磯会長)

皆さんの方からここまでの説明に対して、質問や確認事項がありましたらお願いします。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

特に意見がないようでしたら、検討内容の方に進めていきたいと思います。

## 【大項目1 個人情報保護審査会】

(小磯会長)

資料に記載の「審査事項」はかなり広めに書いてありますが、現状と極端に違ってくるところはあるでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

個別の案件を典型的に審査いただくことができないという部分が、現状との大きな違いとなります。

(小磯会長)

ということは、今後は国のチェックに従うため、審査会で判断する領域が少なくなるということでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

その通りです。

(小磯会長)

それ以外の人員の構成などは従前どおりという方針でしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

その通りです。

(小磯会長)

これに関して、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(長谷川委員)

「個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることはみとめられません」というのは、これまでの審査会において、どれがそれに当たるのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

例えば、今回、E B P Mの関係で審査会の承認をいただいておりますが、そういった承認がこれに当たるものです。

(長谷川委員)

開始届、廃止届、目的外利用、目的外提供の審査が基本的には全部なくなるということでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

その通りの認識です。

(小磯会長)

審査会で審議することは減ることになるが、審査請求や制度に関する審議は残るということのようです。

(小磯会長)

他にご意見がなければ、この方針で進めていただければと思います。

## 【議会】

(小磯会長)

ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

この件についてはよろしいでしょうか。よろしければ、この通り進めていただければと思います。

## 【死者の情報】

(小磯会長)

死者の情報の取扱いを要綱で定めるということは、前橋市内部の取扱いであり、権利ではないわけですが、開示決定に疑義があった場合、処分としての審査請求の対象となるのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

行政処分に当たるかどうかという取扱いについては、事務局内でも課題となっています。ご指摘のとおり、非開示と判断する場合もあるかと思われますので、その対応については、検討していきたいと考えております。

(長谷川委員)

要綱というのは前橋市の例規集などで公開されているのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

要綱までは公開されておられません。

(長谷川委員)

そうしますと、市民の方から、死者の情報を開示できる制度があるのかどうか  
がわからないという状況になると思いますので、要綱を公開するような対応を考  
えていただきたいと思います。

(情報政策課 高橋係長)

要綱を例規集に掲載しないのであれば、PDF等で要綱をホームページに掲載  
してもらいたいといったご意見でよろしかったでしょうか。検討いたします。

(小磯会長)

他に意見がなければ、この方針で進めていただければと思います。

#### 【特定個人情報】

(小磯会長)

これに関して、ご質問、ご意見があればお願いします。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

特に質問・意見がなければ、この方針で進めていただければと思います。

#### 【条例要配慮個人情報】

(長谷川委員)

他自治体は、こういったものを条例配慮情報として定めているのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

特に具体的事例を確認していませんでしたが、考えられるものとして、災害関  
係、例えば原発などの情報が挙げられるのではと想定しています。また、定める  
場合は国に相談する取扱いになっていますので、法律で定める要配慮情報に含ま  
れるのか、それとも含まれないのか、といった助言を聞きながら、定めることに  
なると思われます。

(小磯会長)

例えば、原発の補償を受けている場合は、地域でまちまちな金額であったりす  
るわけですから、そういった場合かもしれませんが、なかなか想定は難しいと思  
われます。

(小林委員)

この資料を初めて読んだとき、部落差別のことをイメージしたが、そうではな  
いのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

部落差別は法律の要配慮情報でカバーできるものと考えています。

(長谷川委員)

例えば、同性婚パートナーを自治体でやっているところがあれば、そういった情報が当たるのではないのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

そのような情報が当たるのではと思われます。

(小磯会長)

実際に考えると難しいですが、他団体の条例や想定ケースが出てくればまた教えてください。よろしければ、この方針で進めていただければと思います。

## 【個人情報取扱事務登録簿】

(小磯会長)

「個人情報取扱事務登録簿」を作らないということだが、「個人情報取扱事務開始届」もなくなるのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

個人情報ファイル簿で一本化しますので、無くなることとなります。

(小磯会長)

ということは、基本的な情報は、ほぼ個人情報ファイル簿に含まれるので、別途帳簿は作らないという発想でしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

その通りです。

(長谷川委員)

各部署が個人情報ファイル簿を作ると、これが情報政策課に上がってくると想定されますが、デメリットの中で説明があったように、防犯カメラなどのような検索性がないものについては、個人情報ファイル簿は作られないこととなりますので、そうすると、防犯カメラを設置する部署があったときは、そのことを情報政策課に上げるような内部の制度をつくるというイメージになるのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

そのように考えておりまして、個人情報ファイル簿が作成されない場合も、個人情報を取り扱う旨の合議をしてもらうなどの形ができればと考えております。

(長谷川委員)

これまでと形は異なるとしても、情報政策課に情報は集約されるというイメージですね。わかりました。

(長谷川委員)

デメリットとしては、個人情報ファイル簿がないものは、市民の側からすると、扱っている個人情報があるのかどうか、見られるものがなくなるということでは



ようか。

（情報政策課 高橋係長）

そのようになります。

（小磯会長）

防犯カメラのような取扱いは、ある程度整理が必要ではないでしょうか。

（情報政策課 高橋係長）

運用上の整理をしていきたいと考えております。

（長谷川委員）

個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿の両方を作るところと、個人情報ファイル簿に一本化するとところと、どちらの取扱いが多いのでしょうか。

（情報政策課 高橋係長）

両方を作る自治体の方が多いと思われます。群馬県がそのパターンです。

（長谷川委員）

群馬県は、先ほど話をした、「市民から見ることができる」ことを重視しているという理由はありそうでしょうか。

（情報政策課 高橋係長）

登録簿は検索性のある・なしにかかわらず事務単位で全て整えるものですので、そのような理由もあるかもしれません。ただし、市民としても、確認する帳簿が2種類になってしまうデメリットもあると思われます。

（小磯会長）

インターネットから「個人情報取扱事務登録簿」で検索すると、現在もいろいろな自治体を持っているようである。ファイル簿とは別に多くの自治体で登録簿を持っているのでしょうか。

（情報政策課 高橋係長）

現在、ファイル簿を作っているところは殆どないと思われますが、登録簿については、多くの自治体で作られていると思われます。法律に基づきファイル簿は作成しなければなりませんが、従前の登録簿を引き続き作成することも構わないという、国の配慮によるものです。

（小磯会長）

そうすると、前橋市も従前の開始届を残してもいいのではという気もするのですが。

（情報政策課 高橋係長）

そういった検討も事務局内では行いました。

（小磯会長）

他に意見はありますでしょうか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

他に意見がなければ、この方針で対応をお願いします。

#### 【個人情報管理者】

(小磯会長)

個人情報管理者とは、実際には情報政策課長のことでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

各課の課長が個人情報保護管理者となるものです。

(小磯会長)

これに関しては、法律はノータッチであるので、従前どおり個人情報保護管理者を設置するということではよろしいでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

その通りです。

(小磯会長)

これに関し、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

特に問題なければ、そのように進めてください。

#### 【手数料】

(小磯会長)

情報公開の手数料とは揃っているのでしょうか。

(行政管理課 蜂巢補佐)

情報公開と同じです。

(小磯会長)

手数料の関係はよろしいでしょうか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

よろしければ、そのように進めてください。

#### 【開示請求権】

(小磯会長)

現在も、特定自己情報については任意代理人による請求が認められているようですが、特定自己情報とはどのようなものだったのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

マイナンバーを含んだ自己に関する特定個人情報を行います。

(小磯会長)

任意代理人を確認する場合、確認する事項を条例で規定するのは難しいのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

本人確認については、法律で規定されており、ガイドラインに沿った対応をしていくことになりますので、条例に追加することはできないものと思われます。

(小磯会長)

この関係については、条例でどこまで規定するのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

条例で規定するものではありません。あくまで法律やガイドラインに基づくことになります。

(小磯会長)

「資料3-4-6」の事務対応ガイドなどを踏まえながら運用するというのでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

その通りです。例えば、4ページ目の下の方に、なりすましや利益相反の防止のための対応例の記載がありますので、明らかに疑わしい場合については、請求書者本人に電話し、確認を行うといった運用を考えております。

(小磯会長)

ある意味では広く開示していくということになるが、なりすまし等のリスクもあるので、類型的な規定はできないが、状況に応じて、しかるべき確認をとっていくということでしょうか。

(情報政策課 高橋係長)

その通りです。

(小磯会長)

ガイドラインにも細かく書いてありますが、何かこの点についてご質問、ご意見をお願いします。

(小磯会長)

窓口や現場サイドは、悪意をもった人に対応するのは大変かと思います。実際には、網をくぐってまで申請する人がいるかどうかというところですが。

(情報政策課 高橋係長)

実際、どこまで疑うのかというところもありますので、事務としてできる範囲とすると、明らかに疑わしいと思った場合には、電話により請求者本人に口頭確

認するといった対応で整理したものです。

〈その他の意見なし〉

(小磯会長)

それでは、法律、ガイドラインに沿って、そのような対応をお願いします。

#### 【不開示情報】

(小磯会長)

この件に関してはよろしいでしょうか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

特に質問・意見がなければ、この方針で進めていただければと思います。

#### 【開示決定等の期限】

(小磯会長)

情報公開の方は手続きを揃えるのでしょうか。

(行政管理課 蜂巢補佐)

現在の情報公開条例についても開示決定は15日以内であり、延長の期限の定めはありません。今回の施行条例に合わせる形で、情報公開条例の方も改正をしようかと検討しております。情報公開条例は国の法律とは別のものですが、情報公開法でも延長期限は30日であるなど、個人情報保護法と同じような組み立てとなっていますので、これを機に合わせる形にしたいと思います。

(小磯会長)

他に期限の関係については、よろしいでしょうか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

よろしければ、そのように進めていただければと思います。

#### 【実施状況の公表】

(小磯会長)

これに関しては、問題ないでしょうか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

特に問題ないと思いますので、そのように進めていただければと思います。

(1) 議事録の取扱いについて

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

7 閉会 午後4時20分